

# 法律相談

弁護士 楠田堯爾

●ご質問・ご相談は協会事務局までお寄せください。法律に関するいろいろなことをわかりやすくQ&Aでお答えしていきます。会社関係、不動産、婚姻、親子・相続、手形・小切手、借地・借家、交通事故、債券・債務、労務また、税務、特許や行政関係なども広い分野から情報を整理し、お答えしていきます。

## 交通事故による損害賠償について

Q

付添看護費と入院雑費という言葉がありますが、どういう意味ですか。

A

1 先回は「積極損害」のうちの治療費について申し上げましたが、今回のご質問は付添看護費と入院雑費についてです。以下、ご説明させていただきます。2 付添看護費には、(1) 入院の付添看護費、(2) 通院の付添費および(3) 将来の付添看護費の別があります。いずれの場合も、医師によって要付添と診断され認められた場合に損害(交通事故に起因する損害、交通事故と因果関係ある損害)として認められます。3 (1)の入院付添費について、①職業付添人が付添った場合は実費全額が損害として認められます。②親族・近親者の付添の場合は、受傷の部位・程度、被害者の年齢など諸般の事情を勘案して、1日当たり金5000円～金6500円が認められているようでありませぬ。付添った親族・近親者が職業を持っていてその収入がこの1日単価×1カ月分や職業付添人実費より多い場合でも、1日単価×1カ月分ないしは職業付添人の分までを認めるのが相当であります。高額な収入を得ている者が付添ったとしても、職業付添人かこれより低い収入か無収入の親族・近親者がある以上、これらの者に付添を任せれば足りるということでありませぬ。要するに、負担の衡平ないしは公平の問題であります(「負担の衡平」ないしは「負担の公平」なる概念はこれから出てきます)。4 完全看護を標榜する病院に入院の場合の付添看護費について、完全看護であるがゆえに全面的に否定されることはありません。被害者の症状によっては病院側の看護だけでは十分でなかつたとして近親者の付添看護を認めた事例(裁判例)があります。また、重篤な高齢の被害者につき近親者2名の付添の必要性を認めた事例があります。そのほか、幼児を抱えた主婦が被害者の事例で、主婦の入院による付添看護費を認めたほかに、幼児の付添家政婦料を認めた例もあります。付添った近親者の収入を斟酌した事例もありますが、現実には職業付添人の

実費額を超えないようであります。5 (2)の通院付添費は、特に幼児、高齢者の通院の場合、受傷箇所と程度によっては被害者が一人で通院するのは無理という場合に認められます。もちろん、医師の証明があることが必要です。6 (3)将来の付添看護費は後遺障害との関係での問題であります。将来の付添を「介護」とか「介助」とも言います。後遺障害第1級第3、4号は「常に介護を要するもの」とし、第2級第3、4号は「随時介護を要するもの」としておりますが、これに限られることはありません。具体的な症状によって現実的に判断するのがよいと思います。7 判決の場合は、将来の分全額を現在額に引き直して支払を命ずるのが普通であります。「現在額に引き直す」とは、将来の1年ごとに支払われる介護料(介助料)を中間利息を控除して現在額を算出することを言います。(詳しくは逸失利益のところでも述べます)。将来の分ですから、被害者の平均余命期間を計算します。ただ、被害者に酷なことを申し上げますが、後遺障害によっては通常人の平均余命期間生存できないという経験則によって将来の支給期間を短くする考え方もあります。こんなことからして、話し合いによっては、将来に亘つての支払が確実ならば(例えば対人賠償額無制限の任意保険がついていてその保険会社が示談や和解、調停に参加する)定期金払い(毎年一定時期に1年分を支払う)という解決もあり得ます。この場合、将来のある時点で付添看護費が不相当となった場合はその時点における相当な額にあらためることができませぬ。8 入院雑費は、具体的に領収書を要したり、いちいち費目・科目ごとの検討を要することなく、入院1日当たり金1200円～1400円としております。(定額式)。入院中の雑費は、日用雑貨費、栄養補給費、文化費などがあります。付添のために家族が病院に赴く交通費も雑費に含まれることがあります。後遺障害の症状・程度によっては将来の雑費(必ずしも入院に限らない)も認められます。9 医師・看護婦に対する謝礼や快気祝いなど個人的な性格の濃厚なものについては雑費として認められないのが通例です。